平成２５年（フ）第５４８号
兵庫県西宮市津門大箇町７番８―302号
破産者　河村　隆由
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス430号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス325号
破産者　川満塗装店こと　川満　惠榮
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５８号
奈良県橿原市東坊城町542番地の２
破産者　東　　嘉彦
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
愛媛県八幡浜市広瀬１丁目６番５号
破産者　小瀬良　宏
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２５５号
宮崎市大字跡江2924番地８
破産者　小城　照子
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５７１号
仙台市宮城野区小鶴２丁目６番６号　今野アパートＣ棟205
破産者　伏見　咲子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１６６６号
福岡市早良区星の原団地80番205号
破産者　吉田　友和
1　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
2　一般調査期日　平成26年６月６日午前10時40分
平成26年４月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６１７号
大阪市港区築港３丁目３番２―808号
破産者　三保　盛一
1　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
2　一般調査期日　平成26年６月16日午後３時
平成26年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７９号
大阪市平野区長吉長原３丁目７番８号
破産者　南端建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
2　一般調査期日　平成26年６月23日午後３時
平成26年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８号
大阪府東大阪市森河内西１丁目２番29―206号
破産者　タケショウこと　竹山　政雄
1　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
2　一般調査期日　平成26年６月16日午後３時
平成26年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市岡田71番地１　テラエスペランサＡ202、従前の住所兵庫県たつの市神岡町西横内352番地１
破産者　長坂多賀子
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年７月17日午前10時
平成26年４月18日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９４０号
福岡県春日市惣利１丁目18番地アルペンローゼマンション501号
破産者　福岡　健二
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年６月20日午前10時20分
平成26年４月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３８号
愛知県西尾市菱池町大道33番地４　ダイヤモンドヒル福地Ｃ棟１号
破産者　宮本　英司
1　破産債権の届出期間　平成26年６月９日まで
2　一般調査期日　平成26年７月18日午後３時20分
平成26年４月21日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６号
愛知県刈谷市築地町２丁目22番地４　ＢｅｌｌｅｄｅｍｅｕｒｅＴｕｉｊｉ101号
破産者　前門　弘勝
1　破産債権の届出期間　平成26年６月９日まで
2　一般調査期日　平成26年７月18日午後２時40分
平成26年４月21日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目２番14号
破産者　香川　正光
1　破産債権の届出期間　平成26年６月20日まで
2　一般調査期日　平成26年７月29日午後１時30分
平成26年４月17日
札幌地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第６３４０号
大阪府四條畷市南野１丁目15番22号
破産者　佐倉　光興
1　期日　平成26年５月29日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９号
大阪市鶴見区浜２丁目３番47号
破産者　株式会社良史屋
1　期日　平成26年６月16日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０号
大阪市東淀川区東中島１―11―１―405、住民票上の住所大阪府松原市阿保２丁目44番地105号
破産者　椎屋　　勝
1　期日　平成26年６月16日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第９７号
山口県防府市岡村町４番31号
破産者　江村　察夫
異議申述期間　平成26年６月２日まで
平成26年４月21日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
福岡県糸島市篠原西１丁目16番16号
破産者　平川　　茂
異議申述期間　平成26年６月17日まで
平成26年４月17日
福岡地方裁判所第４民事部